

平成25年度普通会計決算状況について

1 決算規模

平成25年度は平成20年12月に策定した「青森県基本計画未来への挑戦」と「青森県行財政改革大綱」が最終年度を迎えることから、その総仕上げとして、持続可能な財政構造の確立に向け、財政健全化努力を継続するとともに、「平成25年度「選択と集中」の基本方針」に掲げた4つの戦略キーワードに基づく施策の重点化に努めたところである。

また、震災対応の一時的経費の減や国からの要請等を踏まえた給与減額の実施による人件費の減の一方で、国の緊急経済対策にも呼応して、本県の重要課題に果敢に取り組んだ結果、平成25年度の普通会計の決算額は、

歳入 7,473億3,255万7千円（前年度 7,328億7,975万4千円）

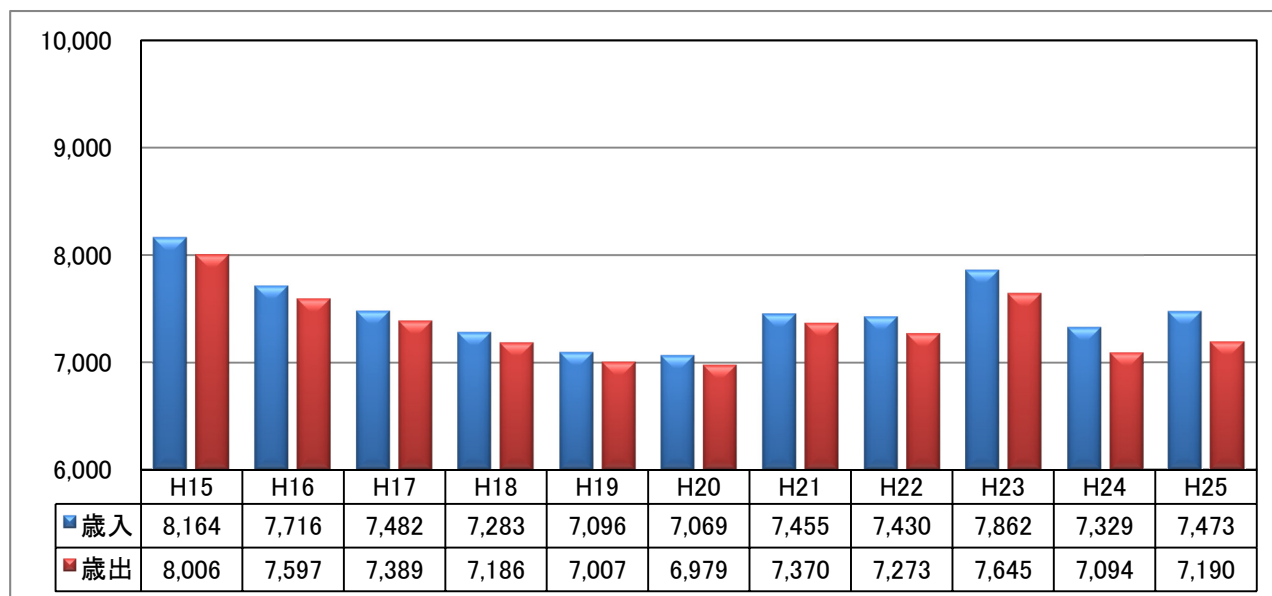
歳出 7,189億7,737万1千円（前年度 7,093億5,454万4千円）

と、前年度に比べて歳入で2.0%（144億5,280万3千円）、歳出で1.4%（96億2,282万7千円）の増となった。

なお、決算統計における東日本大震災に係る「復旧・復興事業」及び「全国防災事業」に係る決算額は、歳入で405億2,190万8千円（前年度 638億6,597万4千円）、歳出で358億180万4千円（前年度 612億5,777万8千円）と、前年度に比べて歳入で▲36.6%（▲233億4,406万6千円）、歳出で▲41.6%（▲254億5,597万4千円）の減となった。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：億円）



歳入、歳出ごとの主な増減要因は次のとおりである。

歳入において、**地方税**は、法人事業税が14.5%（21.4億円）の増、県民税配当割が112.5%（2.6億円）の増、県民税株式等譲渡所得割が1141.2%（4.9億円）の増となったものの、たばこ税が税率の見直し等により▲40.4%（▲14.1億円）の減、不動産取得税が▲27.8%（▲8.4億円）の減、核燃料物質等取扱税が▲5.0%（▲8.1億円）の減となったこと等から、地方税全体では▲0.1%（▲1.7億円）の減。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増により17.1%の増。

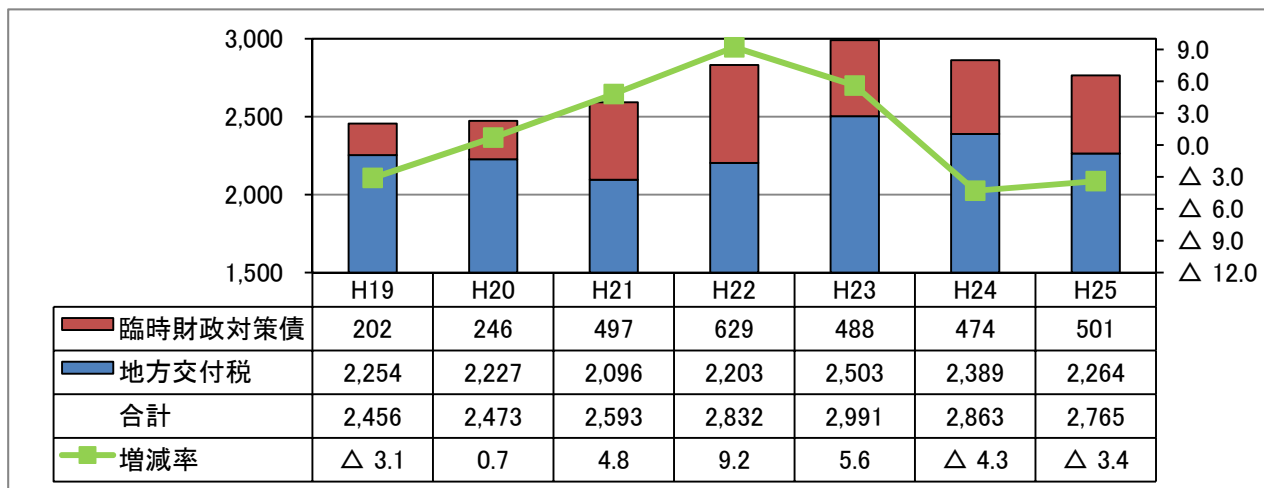
地方交付税は、普通交付税が▲2.8%の減、特別交付税が東日本大震災からの復旧・復興事業等の財政需要が前年度に比べて減少したこと等により▲46.5%の減となり、地方交付税全体では▲5.2%の減。（臨時財政対策債は5.8%の増、両者の合計では▲3.4%の減）

国の補正予算との関連等により、**国庫支出金**が4.0%、**繰入金**が50.7%の増。

地方債は、第三セクター等改革推進債及び臨時財政対策債の増等により10.7%の増。以上により、**歳入全体**では2.0%の増となったものである。

〔地方交付税総額の推移〕※臨時財政対策債は発行可能額ベース。

（単位：億円、%）



歳出においては、**義務的経費**は、人件費が国からの要請を踏まえた給与減額の実施のほか、定員適正化の着実な実施による職員数の減及び退職手当水準の引き下げ等により▲5.8%の減、扶助費が▲2.4%の減、公債費が近年の借入利率の低下傾向等による償還利子の減等により▲0.8%の減となったことから、義務的経費全体では▲3.6%の減。

投資的経費は、国補正関連事業の増等により普通建設事業費が8.3%の増（補助事業費は21.4%、単独事業費は新幹線鉄道整備事業費負担金の減等により▲2.3%、国直轄事業負担金は▲18.2%の減）となったものの、災害復旧事業費が東日本大震災からの復旧・復興事業の減等により▲88.9%の減となったことから、投資的経費全体では▲3.7%の減。

その他の経費は、積立金が地域の元気臨時交付金の地域振興基金への積立て及び県庁舎の耐震・長寿命化改修に必要となる後年度負担の軽減を図るための公共施設等整備基金積立金の増等により98.0%の増、補助費等が分収造林事業に係る日本政策金融公庫への損失補償費の増等により8.8%の増となり、その他の経費全体では11.6%の増。

以上により、**歳出全体**では1.4%の増となったものである。

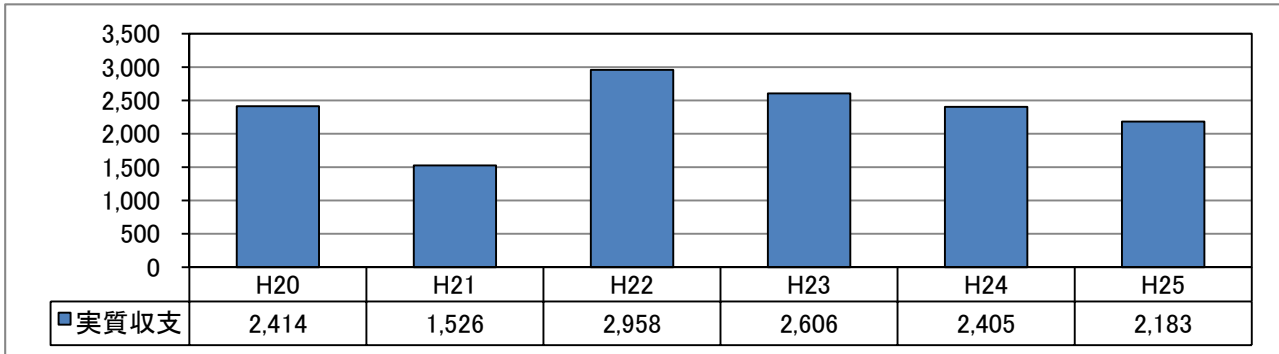
2 決算収支の状況

(1) 実質収支

平成25年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、283億5,518万6千円の黒字。
この形式収支から翌年度に繰り越すべき財源261億7,198万4千円を控除した実質収支は、21億8,320万2千円の黒字。

〔実質収支決算額の推移〕

（単位：百万円）



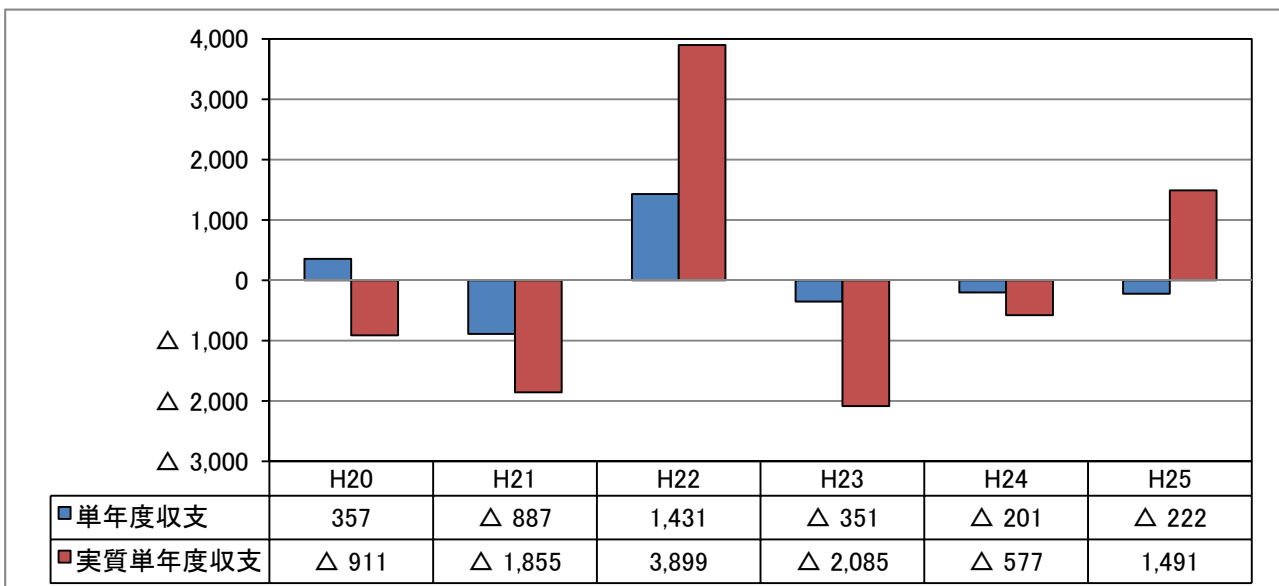
(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成25年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2億2,221万円の赤字。

平成25年度における実質的な黒字要因である財政調整基金への積立額25億3,585万4千円及び未償還元金の繰上償還額3億2,204万4千円、実質的な赤字要因である財政調整基金取崩額11億4,464万6千円を調整した後の実質単年度収支は、14億9,104万2千円の黒字。

〔単年度収支及び実質単年度収支決算額の推移〕

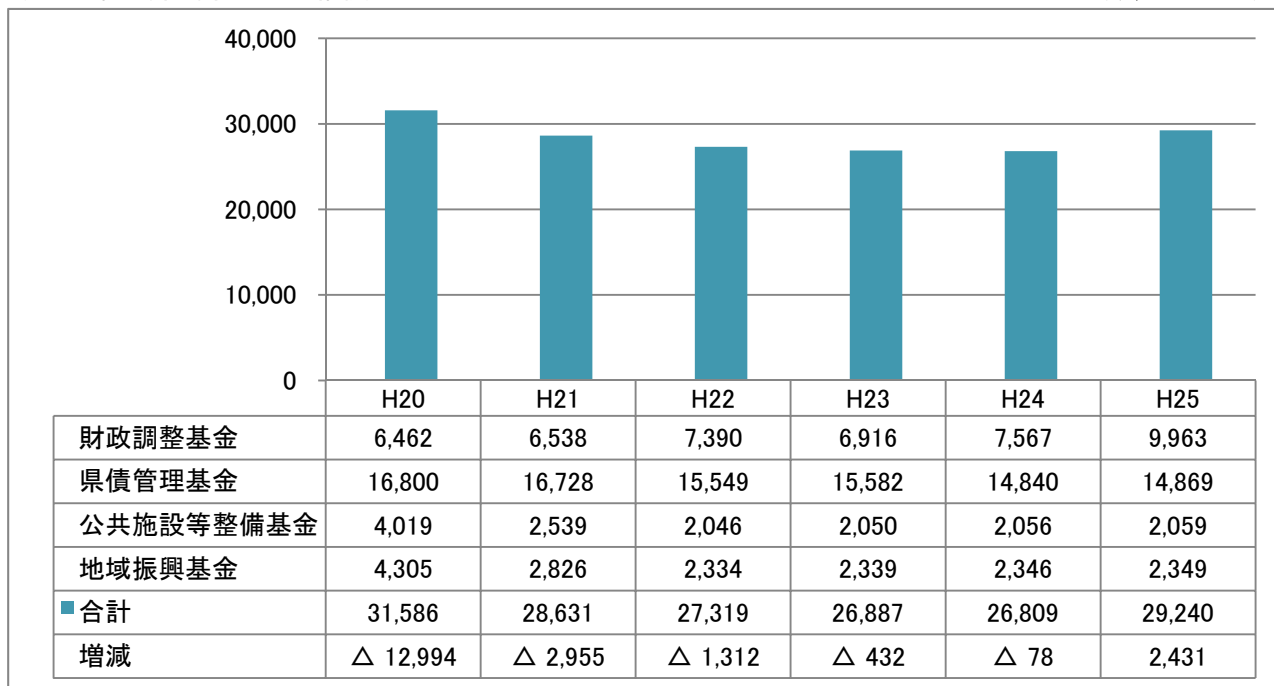
（単位：百万円）



(参考)

〔基金残高（財政調整用）の推移〕

(単位：百万円)



3 財政指標等の状況

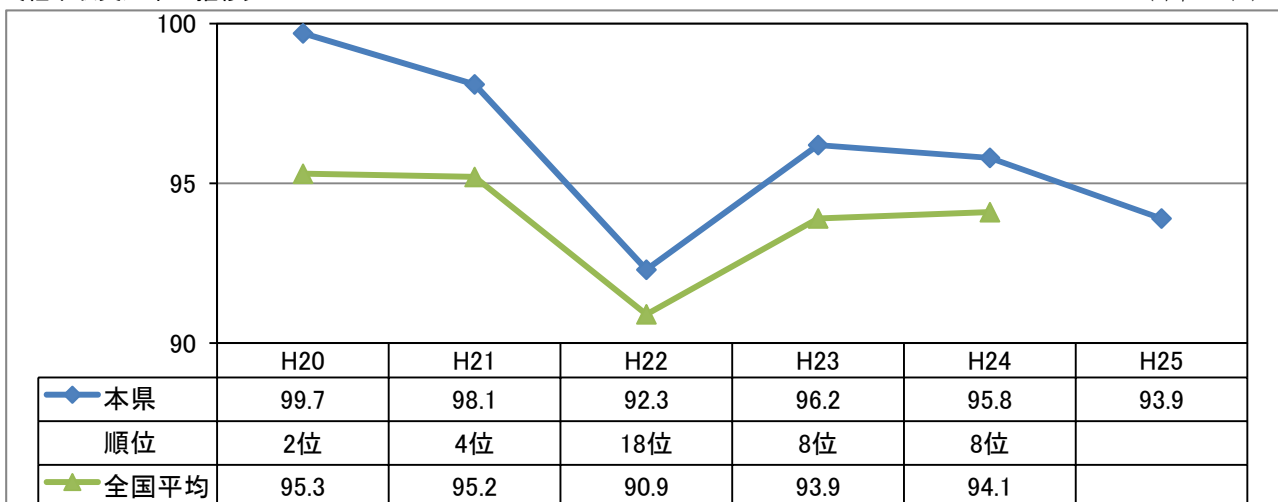
(1) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率は、93.9%と平成24年度の95.8%から1.9ポイント改善した。

これは、分子となる「経常経費充当一般財源等」では、国からの要請等を踏まえた給与減額の実施のほか、定員適正化の着実な実施及び退職手当水準の引き下げ等により人件費が減となったこと等により▲2.0%の減となったのに対し、分母となる「経常一般財源等総額」では、地方公務員給与について国家公務員と同様の給与減額を実施することを前提とした算定等により臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が減となったものの、地方譲与税が増となったこと等により前年度とほぼ同額となったことによるものである。

〔経常収支比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と普通会計に属する特別会計）における実質赤字額（実質収支における赤字額）の標準財政規模に対する比率である。

平成25年度の実質収支は黒字であり、平成24年度に引き続き実質赤字はない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び駐車場事業特別会計の赤字額を加えたものである。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成24年度に引き続き連結実質赤字はない。

③ 資金不足比率

資金不足額の事業規模に対する割合であり、病院事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業特別会計及び港湾整備事業特別会計が対象となる。

いずれの会計についても赤字額はなく、平成24年度に引き続き資金不足はない。

④ 実質公債費比率

3年平均の実質公債費比率は16.3%と平成24年度の17.1%から▲0.8ポイントの減となった。

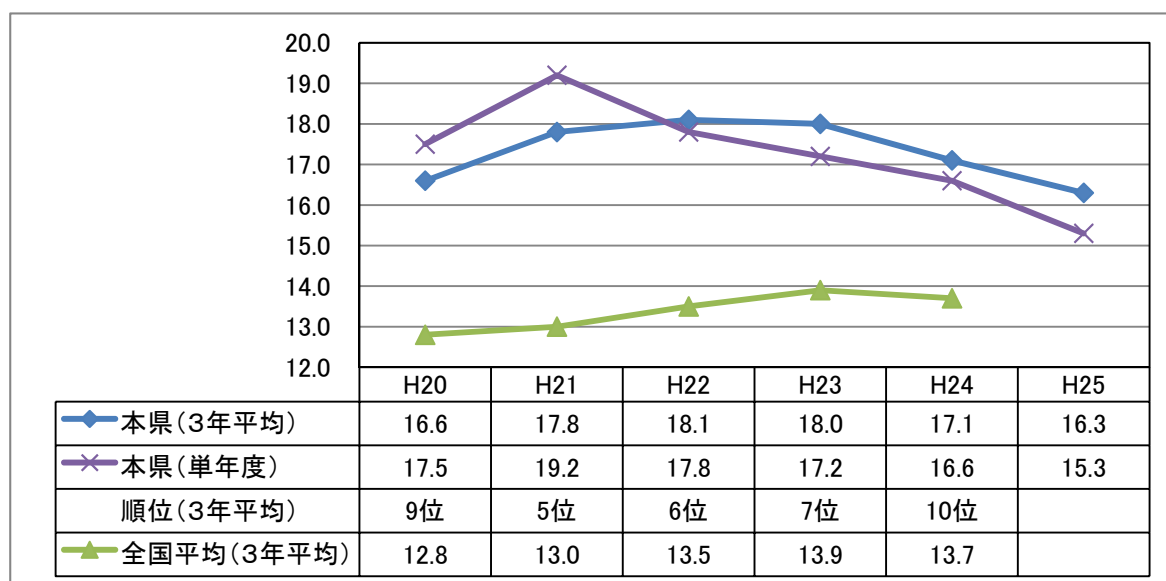
これは、北海道・東北新幹線建設等のために発行した公債費負担が高い水準にあるものの、新規発行地方債の抑制や公債費の平準化対策などにより、元利償還金等が減少したことによるものである。

また、単年度の実質公債費比率は平成24年度の16.6%から平成25年度においては15.3%と▲1.3ポイントの減となった。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が減となったものの、分子が地方債の元利償還金等の減により、それ以上の割合で減少したことによるものである。

〔実質公債費比率の推移〕

(単位：%)



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

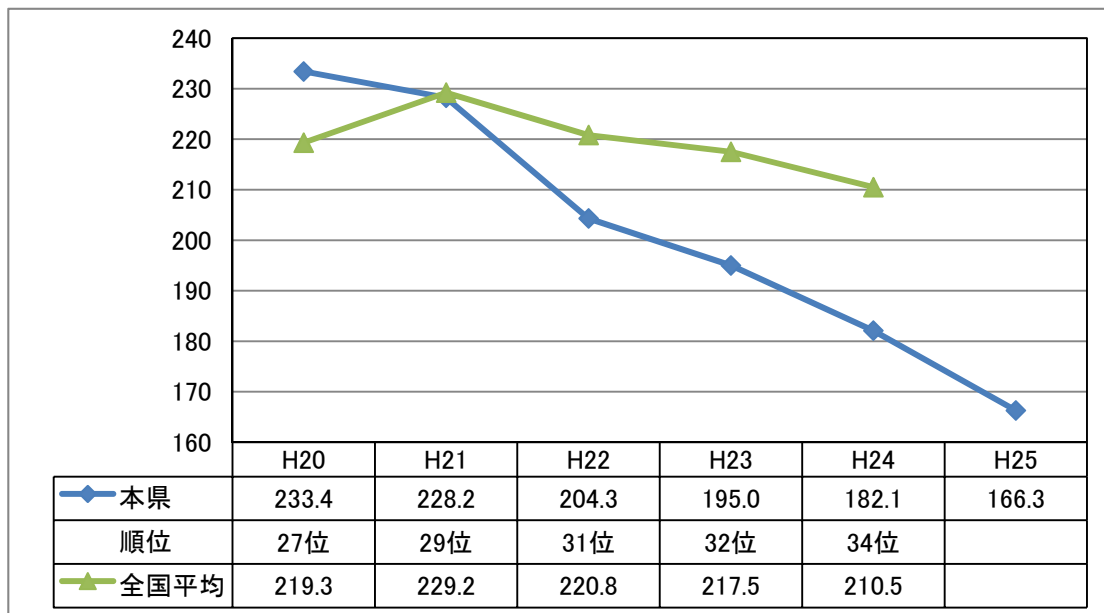
⑤ 将来負担比率

平成25年度の本県の将来負担比率は166.3%と平成24年度の182.1%から▲15.8ポイントの減となり将来負担が軽減。

これは、分母（標準的な一般財源収入）が減となったものの、分子（公債費、退職手当等将来的に県が負担する額の合計額）がそれ以上に減となったことによるものである。

〔将来負担比率の推移〕

（単位：％）



※ 表中の順位は、高い方からの全国順位である。

【健全化判断比率の推移】

（単位：％）

	H24	H25	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	17.1	16.3	△0.8	25.0	35.0
将来負担比率	182.1	166.3	△15.8	400.0	—

【資金不足比率の推移】

（単位：％）

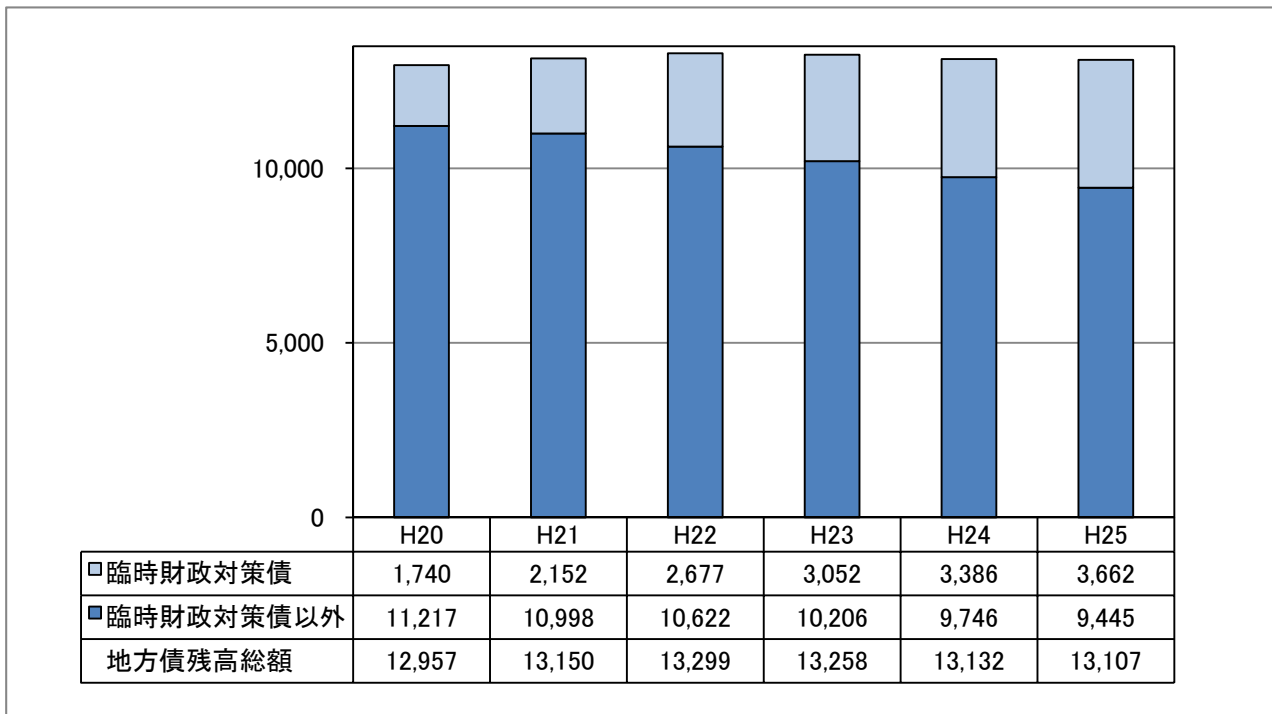
	H24	H25	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

(3) 地方債残高の状況

臨時財政対策債の残高は増加しているものの、その他の県債の残高は新規発行の抑制に努めたことから減少。この結果、地方債残高総額は平成24年度に引き続き減少。

〔地方債残高の推移【普通会計ベース】〕

(単位：億円)



【一般会計ベース】

(単位：億円)

臨時財政対策債	1,740	2,152	2,677	3,052	3,386	3,662
臨時財政対策債以外	11,058	10,827	10,382	9,930	9,485	9,191
地方債残高総額	12,798	12,979	13,059	12,982	12,871	12,853

平成23年度～平成25年度 普通会計決算の推移

(単位:千円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	
歳入	総額 A	786,232,246	732,879,754	747,332,557	
歳出	総額 B	764,532,145	709,354,544	718,977,371	
歳入歳出差引額 (A-B)		C	21,700,101	23,525,210	28,355,186
翌年度へ繰り越すべき財源		D	19,093,808	21,119,798	26,171,984
実質収支 (C-D)		E	2,606,293	2,405,412	2,183,202
単年度収支		F	△ 351,443	△ 200,881	△ 222,210
積立金		G	17,070	14,732	2,535,854
繰上償還金		H	0	0	322,044
積立金取崩し額		I	1,750,130	390,627	1,144,646
実質単年度収支 (F+G+H-I)		J	△ 2,084,503	△ 576,776	1,491,042
参 考	標準税収入額	K	122,104,933	125,352,428	125,830,673
	普通交付税額	L	219,477,421	221,728,988	215,465,411
	臨時財政対策債発行可能額	M	48,811,885	47,387,926	50,112,613
	標準財政規模 (K+L+M)	N	390,394,239	394,469,342	391,408,697
	実質収支比率 (E/N×100%)		0.67	0.61	0.56

平成25年度決算統計 普通会計歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位：千円、%)

区 分	平成 25 年 度			平成 24 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
1 地方税	135,733,432	18.2	▲ 0.1	135,906,352	18.5	▲ 172,920
2 地方譲与税	22,785,212	3.1	17.1	19,462,804	2.7	3,322,408
4 地方特例交付金等	311,698	0.0	▲ 1.7	316,997	0.0	▲ 5,299
5 地方交付税	226,422,947	30.3	▲ 5.2	238,891,529	32.6	▲ 12,468,582
6 交通安全対策特別交付金	430,696	0.1	▲ 4.9	453,017	0.1	▲ 22,321
7 分担金及び負担金	4,651,261	0.6	▲ 21.9	5,958,945	0.8	▲ 1,307,684
8 使用料	7,695,456	1.0	0.8	7,637,605	1.0	57,851
9 手数料	2,350,963	0.3	▲ 2.6	2,413,731	0.3	▲ 62,768
10 国庫支出金	128,771,860	17.2	4.0	123,761,673	16.9	5,010,187
12 財産収入	6,048,550	0.8	137.0	2,552,432	0.4	3,496,118
13 寄附金	33,681	0.0	▲ 18.8	41,477	0.0	▲ 7,796
14 繰入金	27,533,494	3.7	50.7	18,266,888	2.5	9,266,606
15 繰越金	22,519,721	3.0	8.9	20,673,393	2.8	1,846,328
16 諸収入	57,303,659	7.7	▲ 7.5	61,939,978	8.5	▲ 4,636,319
17 地方債	104,739,927	14.0	10.7	94,602,933	12.9	10,136,994
歳 入 合 計	747,332,557	100.0	2.0	732,879,754	100.0	14,452,803

※参考

臨時財政対策債	50,112,000		5.8	47,387,000		2,725,000
地方交付税＋臨時財政対策債	276,534,947		▲ 3.4	286,278,529		▲ 9,743,582

(歳出 目的別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 25 年 度			平成 24 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 議会費	1,144,342	0.2	▲ 5.6	1,211,633	0.2	▲ 67,291
二 総務費	68,639,709	9.6	24.5	55,144,406	7.8	13,495,303
三 民生費	95,524,473	13.3	▲ 3.1	98,628,907	13.9	▲ 3,104,434
四 衛生費	30,133,190	4.2	16.6	25,849,392	3.6	4,283,798
五 労働費	7,955,669	1.1	▲ 41.2	13,540,643	1.9	▲ 5,584,974
六 農林水産業費	78,313,117	10.9	37.5	56,937,190	8.0	21,375,927
七 商工費	51,887,168	7.2	▲ 1.0	52,390,663	7.4	▲ 503,495
八 土木費	75,051,622	10.4	5.7	71,002,239	10.0	4,049,383
九 警察費	28,327,198	3.9	▲ 6.2	30,214,722	4.3	▲ 1,887,524
十一 教育費	138,969,767	19.3	▲ 3.5	144,056,913	20.3	▲ 5,087,146
十二 災害復旧費	2,098,160	0.3	▲ 88.9	18,940,808	2.7	▲ 16,842,648
十三 公債費	125,166,063	17.4	▲ 0.7	126,075,816	17.8	▲ 909,753
十六 利子割交付金	281,707	0.0	1.5	277,430	0.0	4,277
十七 配当割交付金	291,127	0.1	113.6	136,274	0.0	154,853
十八 株式等譲渡所得割交付金	315,376	0.1	1143.9	25,353	0.0	290,023
十九 地方消費税交付金	13,155,406	1.8	▲ 0.9	13,268,490	1.9	▲ 113,084
二十 ｺﾞﾙﾌ場利用税交付金	106,339	0.0	2.7	103,549	0.0	2,790
二二 自動車取得税交付金	1,616,938	0.2	4.3	1,550,116	0.2	66,822
歳 出 合 計	718,977,371	100.0	1.4	709,354,544	100.0	9,622,827

(歳出 性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成 25 年 度			平成 24 年 度		増 減 A-B
	決 算 額 A	構 成 比	前年度比	決 算 額 B	構 成 比	
一 義務的経費	311,193,131	43.3	▲ 3.6	322,903,392	45.5	▲ 11,710,261
1 人件費	167,697,072	23.3	▲ 5.8	178,005,994	25.1	▲ 10,308,922
うち職員給	121,044,991	16.8	▲ 5.0	127,466,639	18.0	▲ 6,421,648
2 扶助費	18,381,605	2.6	▲ 2.4	18,824,920	2.6	▲ 443,315
3 公債費	125,114,454	17.4	▲ 0.8	126,072,478	17.8	▲ 958,024
二 投資的経費	147,959,986	20.6	▲ 3.7	153,682,430	21.7	▲ 5,722,444
1 普通建設事業費	145,861,826	20.3	8.3	134,742,033	19.0	11,119,793
①補助事業費	83,968,036	11.7	21.7	69,005,683	9.7	14,962,353
②単独事業費	48,936,864	6.8	▲ 2.3	50,071,575	7.1	▲ 1,134,711
③国直轄事業負担金	12,193,857	1.7	▲ 18.2	14,903,879	2.1	▲ 2,710,022
④同級他団体事業施行負担金	0	0.0	0.0	0	0.0	0
⑤受託事業費	763,069	0.1	0.3	760,896	0.1	2,173
2 災害復旧事業費	2,098,160	0.3	▲ 88.9	18,940,397	2.7	▲ 16,842,237
①補助事業費	1,828,999	0.3	▲ 84.4	11,742,458	1.7	▲ 9,913,459
②単独事業費	204,940	0.0	▲ 53.6	441,640	0.1	▲ 236,700
③国直轄事業負担金	64,221	0.0	▲ 99.0	6,756,299	0.9	▲ 6,692,078
三 その他	259,824,254	36.1	11.6	232,768,722	32.8	27,055,532
1 物件費	26,967,989	3.8	1.6	26,532,152	3.7	435,837
2 維持補修費	14,639,229	2.0	11.2	13,162,737	1.9	1,476,492
3 補助費等	132,984,298	18.5	8.8	122,274,231	17.2	10,710,067
4 積立金	33,327,925	4.6	98.0	16,831,870	2.4	16,496,055
5 投資及び出資金	58,232	0.0	▲ 1.6	59,169	0.0	▲ 937
6 貸付金	50,084,675	7.0	▲ 2.9	51,595,869	7.3	▲ 1,511,194
7 繰出金	1,761,906	0.2	▲ 23.8	2,312,694	0.3	▲ 550,788
歳 出 合 計	718,977,371	100.0	1.4	709,354,544	100.0	9,622,827

普通会計決算 指標等の前年度比較
 〈決算関連指標〉

(単位：%)

	25年度	24年度	増減
経常収支比率	93.9	95.8	△ 1.9

〈健全化判断比率〉 いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	25年度	24年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	16.3	17.1	△ 0.8	25.0	35.0
将来負担比率	166.3	182.1	△ 15.8	400.0	—

〈資金不足比率〉 いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	25年度	24年度	増減	経営健全化基準
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度の恒常的な支出（経常的支出）にどの程度充当されているかを示す割合。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合。

(参考)

平成23年度～平成25年度 一般会計決算の推移

(単位:千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込み)
歳入総額 A	781,727,796	732,740,704	747,411,030
歳出総額 B	765,394,424	714,890,792	724,868,986
歳入歳出差引額 (A-B) C	16,333,372	17,849,912	22,542,044
翌年度へ繰り越すべき財源 D	14,279,958	15,838,934	20,553,760
実質収支 (C-D) E	2,053,414	2,010,978	1,988,284
単年度収支 F	△ 465,043	△ 42,436	△ 22,694
積立金 G	17,070	14,732	2,535,854
繰上償還金 H	0	0	332,438
積立金取崩し額 I	1,750,130	390,627	1,144,646
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△ 2,198,103	△ 418,331	1,700,952

(注)

平成25年度決算の数値は、地方自治法第233条の規定に基づき手続中のものである。

(地方自治法(抄))

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

(参考)

一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間での財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものである。

よって、一般会計及び特別会計の中で、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要がある。

また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としている。

【会計区分の概念図】

